兵庫地方最低賃金審議会
第２回兵庫県
計量器・測定器・分析機器・試験機・
測量機械器具製造業最低賃金専門部会

議事録

令和８年９月４日（金） 13 時 30 分～15 時 41 分	
兵庫労働局　第３共用会議室	
公益委員	高階委員、山口委員
労働者委員	黒石委員、小菅委員、田中委員
使用者委員	岡村委員、松田委員、横井委員
事務局	丸山労働基準部長、安積賃金室長、下風賃金指導官 神藤労働基準監督官、村田労働基準監督官
（１）兵庫県計量器等製造業最低賃金に係る改正決定の審議について （２）その他	
議　事　内　容	

○下風賃金指導官

それでは、ただ今から、第２回兵庫県計量器等製造業最低賃金専門部会を開会します。

本日は、千田委員が御欠席ですが、最低賃金審議会令第６条第６項の規定による定足数は充足しておりますことを御報告いたします。

本日の審議は議事を公開することとしておりましたが、傍聴希望の申出はありませんでしたので、御報告いたします。

では、この後の進行につきましては、部会長にお願いいたします。

○山口部会長

はい、それでは、議題に入りたいと思います。

前回８月 20 日の専門部会において、全会一致で改正の必要性ありとの決議を行いましたので、本日は、議題（１）「兵庫県計量器等製造業最低賃金に係る改正決定の審議について」として、金額の審議となります。

金額の審議に入る前に、前回の専門部会の中で使用者側委員の方から御要望があったかと思います。

御要望としては、「この計量器等製造業にかかる特定最賃の審議にあたり、計量器等

の適用労働者数は約 2,000 人と少なく、改正申請のあった労働協約のある３社だけで約８割を占めているが、この産業は計量器から測定器、分析機器、試験機、測量機械器具製造業といった多種多様な業種や企業が一括りになっているため、残りの２割の各社の業態等を少しでも理解してから審議に臨みたい」ということでしたので、その資料について、事務局から説明をお願いします。

○神藤労働基準監督官

神藤です。私からは、まず初めに前回御説明させていただきました「最低賃金に関する基礎調査結果」の集計資料について、一部修正がございましたので、説明させていただきたいと思います。

前回、第１回目の専門部会でお配りした資料の 18 ページにあります、「最低賃金に関する基礎調査結果」の「集計結果」とタイトルのついた資料の「計量器等製造業」の集計労働者数を「371 人」と記載しておりましたが、改めて事務局で確認したところ、この「371 人」の集計については、適用除外労働者を含む人数となっておりまして、適用除外労働者を除いた「計量器等製造業」の特定最低賃金の適用を受ける集計労働者数については、正しくは「334 人」でしたので、修正させていただきたいと思います。

この集計労働者数の修正による影響ですが、前回お配りしてあります、基礎調査関係資料の 27 ページと 32 ページに「総括表」とタイトルのついた資料がございますが、これについては横書きの資料の右上のところに、「産別適用除外除く」と記載してありますとおり、「適用除外労働者」を除く集計となっておりますので、こちらでは正しく集計しておりますので総括表に修正はございません。

また、この「総括表」をもとに、特性値、影響率や未満率を計算しておりますので、これらにも影響がありませんので、念のために補足で説明させていただきます。

続きまして、前回「改正申出のあった労働協約のある３社だけでその約８割を占めており、残り２割の各社の業態等を少しでも理解してから審議に臨みたい」ということでございましたので、基礎調査の資料に関して、簡単ではございますが、別途お配りしています追加資料で御説明をさせていただきたいと思います。

この追加資料ついては、横書きの追加資料①と追加資料②の２種類ありますが、ともに個別の企業の情報にかかる部分の資料となりますので、この専門部会委員限りとして、非公開とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

（以下、神藤労働基準監督官から追加資料①について、村田労働基準監督官から追加資料②について説明）

○山口部会長

はい、ありがとうございます。それでは、金額改正の審議に入ります。

今までの審議の中でお話ししていただいている部分もあるかもしれませんが、まず、労使それぞれ金額審議に当たっての金額提示及びその理由等を発言いただき、そこから審議を進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最初に労使それぞれ打ち合わせの時間は必要でしょうか。

○各委員
はい。

○山口部会長
では、打ち合せの時間をそれぞれ 10 分から 15 分程度でお願いいたします。

（労使委員それぞれ別室で打ち合せ）

○山口部会長
それでは、お戻りになりましたので、審議を再開いたします。
では、申出をいただいた労働者側委員から理由と金額提示をお願いいたします。

○黒石委員
本日もよろしくお願いします。今日から金額審議ということですけれども、前回の第１回の時においては、計量器等の企業実態をしっかりと確認して、実態把握をしてから考えていきたいというところでありましたから、私たちで考えまして、その議論の上で金額提示をさせてもらえたらなと。まずは、公労、公使、労使もしくは全体でということでの議論をもって金額提示をさせてもらえたらと思います。

○山口部会長
何の説明もなくということですか。

○黒石委員
企業の実態というところで考えて、先程の資料もそうですけど、それをもう一度確認していこうと。結局、賃上げのできる余力を確認させてもらえたらなと。それでもって議論をさせてもらった後、金額を具体的に出させてもらえたらなというところで考えています。

○山口部会長
何を議論するのかをもう少し明確に言っていただけると、我々も経営者側も答えられると思います。

○岡村委員
では、我々が先にこれを見させていただいての意見を。先程少しお話しさせていただきましたけれども、やはり３社で８割を占めている、残りの２割をしっかり見ないといけないという中で今日示していただいた資料からみると、この１部の資料では県

北・淡路に対象事業所がないのかなと見えてますけど、実際はそちらの地方でも対象となる方がいらっしゃる。元々、労側のおっしゃるこの特定最賃の対象の働く人たちのモチベーションを上げるというのも理解はできますし、もう少しこれを深めていきたい、中身を理解していきたい、という意図はわかるんですけど、やはりひとつで括って、ここに出席している我々側だけでどんどん最賃を上げていきましょう、というのは非常に厳しいなと。ですから特定最賃改正の必要性ありと我々も言ってましたけれども、今日の資料を見てもこれだけ幅の広い業界・業種があって、地域も県北も淡路も全部含めてということなので、更に沢山の額を積むというのは厳しい状況だなというのは、よりクリアになったなと。だからこれで終わりというのではなく、折角これを事務局の方も出していただいたので、我々側も、使用者側だけでもいろんな業界団体もありますから、業界の状況を把握するとか、今後の賃上げの方向性とかをもっとヒアリングして、それが今回間に合うかどうかは別にしてもですね、特定最賃のあり方というのは継続して議論していくのは良いのではないかなというふうに思いました。

○山口部会長
　ありがとうございます。労側から何か。

○黒石委員
　はい。今、特定最賃のあり方というところを触れていただきまして、私たちもそのあり方というところはしっかりと議論していきたいと思います。本日出してもらった資料をもとにもう一度確認させてもらい、確認した後に、実際に上げることができるかどうか、そういったところをしっかりと見極めたうえで金額提示をさせてもらいたいと。

○山口部会長
　金額提示はどちらもしないで、論点もあまり明確ではないので、イメージとしては今日はもう散会にしてと。

○黒石委員
　いえ、もし何でしたら、まずは公労、公使で意向をもう一度確認させてもらって、そのうえで、労使もしくは全体で、労働局の方々にも少し意見を求めながら話すことができたらなと。基本的には、まずしっかりと議論をした後で、金額提示をさせてもらいたいということです。

○山口部会長
　今日中に１回は金額提示するということですか。

○黒石委員
　そうですね。まずは議論をさせてもらった後にさせてもらいます。

○山口部会長
　わかりました。まず、公労で話していただいて論点を作って、そのあと公使で話し合いというふうにさせていただきます。
　（公労会議・公使会議・労使会議）

○山口部会長
　それでは再開させていただきたいと思います。まずは、特定最賃のあり方についていろいろ議論をさせていただきました。基本的には現在決まっているところでは、金額審議ということになりますので、今日金額提示をいただきたいと思います。部会のあり方については事務局から説明がありましたように、まずは産業の小分類というところからスタートして、労働協約とか労使協定とかで２分の１以上をその所属企業の中で集めていただいて申請いただければ可能かなというところもありますけれども、少し手続き上大変な作業かなと思います。そういうところで、この枠組みを残すかどうかの議論というのは継続的に色々していただければいいかなと思っています。そういうことで、まずは金額提示について、本日の議論について伺いたいと思います。
　では、まず労側からいかがでしょうか。

○黒石委員
　はい、今日は議論をさせていただきまして本当にどうもありがとうございました。
　少しイレギュラー的な対応になってしまって申し訳なかったですけれども、この度、本当にいい議論ができたなと思っております。私たちとしましては、やはり継続的な議論をさせてもらいたいということで、地賃プラス１円、1,173 円でお願いしたいと思います。

○山口部会長
　ありがとうございます。使用者側はどうでしょうか。

○岡村委員
　我々の計量器の業界について、このあり方も継続してお話しするために、特定最賃は考えましょうというお話をさせていただいて、今日、事務局の方からも非常にわかりやすい資料を出していただいて、我々も非常に景色が見えたといいますか、こんなに県内でもいろんな地域でいろんな業種の方がいらっしゃるんだなということがわかりましたので、最低の地賃で最低のプラス１円ということを労側さんもおっしゃっていただいたので、それは、我々も同意しますし、我々使用者側も今日いただいた資料を見ながら、計量業界が県内のどういった状況なのかを把握に努めて継続して特定賃

金のあり方を考えていきたいなと思います。

○山口部会長

ありがとうございます。確認いたしますと、労使双方より金額提示とその考え方、特に特定最賃のあり方について業界を考えるうえで、継続的にやり方も含めて考えていくというお考えをお聞きしました。

金額としましては、労働者側1,173円で56円の引上げ、同じく使用者側からも1,173円で56円の引上げという主張でした。両者が合意いただいたということで、労使の意見が一致したと考えますので、本専門部会として金額改正の意見をまとめさせていただきたいと思います。基本的には、特定最賃のあり方についての議論ということで、特定最賃を今後継続して業界の内実の把握に努めていくということで、今回この議論の成果として、事務局がさらに色々調べて新しい資料も出たということで、一層この枠組みを利用していろんなことを議論していけるような体制を取っていきたいというような議論がありました。金額としては　それぞれ特定最賃として維持しうる56円引上げの1,173円で一致を見たというふうに議論の経緯があったと思っております。以上のとおり、専門部会での金額改正については、結論が出たようですので、報告、答申の手続きに入りたいと思います。

必要性の有無についての審議と同様に、金額審議におきましても7月13日の本審において、専門部会が全会一致で決議した場合は、最低賃金審議会令第6条第5項を適用することを議決しています。

全会一致で改正金額の合意をいただいた場合は、その内容で、事務局に部会報告(案)及び答申文（案）を作成してもらい、答申を行うこととします。

では、まず全会一致であることの確認を行います。

それでは、兵庫県計量器等製造業の最低賃金の改正額1,173円、56円の引上げで、効力発生日は、令和8年12月1日とします。

異議はございませんでしょうか。

○各委員

異議なし。

○山口部会長

ありがとうございます。出席者全員の御賛同をいただきましたので、本専門部会におきましては、全会一致により兵庫県計量器等製造業最低賃金については、時間額1,173円、56円の引上げと決議されたことを確認いたしました。

では、事務局において、この内容で専門部会の報告文（案）及び答申文（案）の作成をお願いします。

○安積賃金室長

はい、すぐ作成してまいりますので、しばらくお待ちください。

（報告文（案）を部会長に確認の上、報告文（案）を出席者に配布）

○山口部会長

では、報告文（案）から確認をしたいと思いますので、事務局において報告文（案）を読み上げてください。

○下風賃金指導官

読み上げさせていただきます。

令和８年９月４日

兵庫地方最低賃金審議会

会長　山口　隆英　殿

兵庫地方最低賃金審議会

兵庫県計量器･測定器･分析機器･試験機･測量機械器具製造業最低賃金専門部会

部会長　山口　隆英

兵庫県計量器･測定器･分析機器･試験機･測量機械器具製造業

最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和８年７月 13 日兵庫地方最低賃金審議会において付託された兵庫県計量器･測定器･分析機器･試験機･測量機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員　　千田直毅　高階利徳　山口隆英

労働者代表委員　　黒石尚稔　小菅梨絵　田中祐介

使用者代表委員　　岡村剛敏　松田健仁　横井　準

別紙

兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金

１　適用する地域

兵庫県の区域

２　適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

（１）計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業（理化学機械器具製造業を除く。）

（２）（１）に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所

（３）純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が（１）に掲げる産業に分類されるものに限る。）

３　適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（１）18 歳未満又は 65 歳以上の者
（２）雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの
（３）次に掲げる業務に主として従事する者
イ　清掃、片付け、賄い、軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務
ロ　手作業による小物部品の包装、袋詰め又は箱入れの業務
４　前号の労働者に係る最低賃金額
１時間１，１７３円
５　この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
６　効力発生の日
令和８年 12 月１日
以上です。

○山口部会長
ただ今、読み上げていただいた、報告文（案）の内容でよろしいですか。

○各委員
はい。

○山口部会長
それでは、報告文（案）から案を消したものを正式な報告文とします。
続いて、今回は全会一致での議決となりますので、局長あての答申を行います。
事務局は、答申の準備をお願いします。

○安積賃金室長
準備をさせていただきます。答申文（案）は先程、部会長に御確認いただいたので、答申文（案）を皆様にお配りさせていただきます。

（答申文（案）を出席者に配布）

○山口部会長
それでは事務局で、答申文(案)を読み上げてください。

○下風賃金指導官
読み上げさせていただきます。
令和８年９月４日
兵庫労働局長
金成　真一 殿

兵庫地方最低賃金審議会
会長　山口　隆英
兵庫県計量器･測定器･分析機器･試験機･測量機械器具製造業
最低賃金の改正決定について（答申）
当審議会は、令和８年７月 13 日付け兵労発基 0713 第１号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。以下同文、裏面。
（以下、報告書と同文のため省略）

○山口部会長
ただ今読み上げていただいた、答申文(案)の内容でよろしいですか。

○各委員
はい。

○山口部会長
では、答申文(案)から（案）を削除した正式な答申文をもって、審議会長名で局長あてに答申することとします。
本日は、労働基準部長に答申文をお渡しすることとしますので、事務局は準備をお願いします。

○安積賃金室長
はい、準備させていただきます。

（部会長から労働基準部長に答申文を交付）

（答申文の写しを出席者に配布）

○山口部会長
続いて、議題(２)「その他」ですが、事務局から、何か説明事項等ありますでしょうか。

○安積賃金室長
特にございません。

○山口部会長
本日の審議は以上となります。最後に、一言お伝えさせていただきます。
７月 13 日に兵庫労働局長から必要性の有無についての諮問がなされてから、本日ま

で、専門部会の各委員の皆様とこの兵庫県計量器等製造業にかかる必要性の有無及び金額改正についての審議を重ねてまいりました。

その結果、全会一致での結審に至ることができました。

委員皆様の御努力と審議会運営に対する御協力につきまして御礼を申し上げます。

ありがとうございます。

それでは、これで、今年の兵庫県計量器等製造業最低賃金専門部会は終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○各委員

ありがとうございました。

山口　隆英

黒石　尚稔

岡村　剛敏